

たわらやま介護医療院

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人生山会が開設する、たわらやま介護医療院（以下「当施設」という。）において実施する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援状態）にある者（以下「利用者」という。）に対し、適正な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 1 当施設の従業者は、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自した日常生活を営むことができるよう、医学的管理の下における、看護、介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図れるよう、利用者の立場に立ったとして短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供する。

2 指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）の実施にあたっては、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | | |
|-----|------|----------------------------------|
| (1) | 名 称 | 医療法人生山会 たわらやま介護医療院 |
| (2) | 所在地 | 山口県長門市俵山4 9 1 2 番地 1 |
| (3) | 電話番号 | 0837-29-0101 FAX 番号 0837-29-0772 |

（従業者の職種、員数）

第5条 当施設の従業者の職種、員数は、別にたわらやま介護医療院の運営に規程するものと同じであり、次のとおりである。

- | | | | |
|-----|-------------|--------|----------------------|
| (1) | 管理者（医師） | 1 人 | （診療所・併設老健と兼務） |
| (2) | 医師 | 2 人 | （診療所・併設老健と兼務 1 人） |
| (3) | 薬剤師 | 1 人 | （診療所・併設老健と兼務） |
| (4) | 看護職員 | 8 人以上 | |
| (5) | 介護職員 | 10 人以上 | |
| (6) | 理学療法士・言語聴覚士 | | |
| | ・理学療法士 | 2 人以上 | （介護支援専門員と診療所と兼務 1 人） |
| | ・言語聴覚士 | 1 人 | |
| (7) | 栄養士 | | |
| | ・管理栄養士 | 1 人 | |
| | ・栄養士 | 1 人 | （併設老健と兼務） |
| (8) | 介護支援専門員 | 1 人 | （理学療法士と兼務） |

(9)	診療放射線技師	1人	(診療所と兼務)
(10)	調理員	8人	(併設老健と兼務)
(11)	事務員	2人	(診療所と兼務1人、 診療所・併設老健と兼務1人)
(12)	支援相談員	1人	(診療所と兼務)

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護医療院に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (6) 理学療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (7) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (9) 診療放射線技師は、放射線検査を行う。
- (10) 調理員は、必要な調理を行う。
- (11) 事務員は、必要な事務を行う。
- (12) 支援相談員は、入所者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(利用定員)

第7条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護医療院サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

(事業の内容)

第8条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、利用者の心身の状況や病状、又は家族の疾病や冠婚葬祭及び出張等の理由、若しくは家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るために、一時的に入所して、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を提供する。

(利用料その他の費用の額)

第9条 1 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の利用料の額は厚労大臣が定める基準によるものとし、別に定める重要事項説明書に掲載の利用料金により支払いを受ける。ただし、利用料金については、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の割合の額とする。

- 2 食費は1日につき1850円（朝食600円、昼食650円、夕食600円）とする。ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している食費の負担限度額とする。
- 3 個室の滞在費については、1日につき1728円を徴収する。ただし、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している滞在費の負担限度額とする。多床室の滞在費は、1日につき697円とする。ただし、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とする。
- 4 上記2及び3に係わる費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用料の同意を得る。
- 5 その他、日常生活に係わる費用の徴収が必要になったときは、その都度利用者又はその家族に説明をし同意を得たものに限り徴収する。

（通常の送迎の実施地域）

第10条 通常の送迎の実施地域は長門市の区域とする。

（身体拘束等）

第11条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。また、身体的拘束適正化のための指針を定め、身体的拘束の適正化のための体制を整備する。

（虐待の防止等）

- 第12条 1 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。
- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - （2）虐待防止のための指針を整備する。
 - （3）虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 当施設では、サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者等を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（褥瘡対策等）

第13条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

（施設の利用に当たっての留意事項）

- 第14条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。
- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
 - ・ 面会は、午前9時から午後8時までとなっております。

- ・ 消灯時間は、午後 9 時となっております。
- ・ 外出、外泊につきましては、許可・手続きの必要がありますので、事前にご相談下さい。
- ・ 外泊時等の施設外での受診につきましては、事前にご相談下さい。
- ・ 飲酒・喫煙は、禁止いたします。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みにつきましては、事前にご相談下さい。
- ・ 金銭・貴重品の管理は、原則として施設ではいたしません。
- ・ ペットの持ち込みはご遠慮下さい。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第 15 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者（山口防災工業㈱）に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時
 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 16 条 1 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、併設医療機関、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(職員の服務規律)

第 17 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 18 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 19 条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人生山会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 20 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

- 第 21 条 1 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 22 条 施設職員は、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報の秘密を保持する。

(医師の宿直)

第 23 条 当施設は、Ⅱ型療養床のみを有する施設であるので医師の当直は原則ありません。しかし、医師のオンコール体制により看取り・ターミナルケアを行い、多様な介護ニーズに対応します。緊急の場合など、協力病院等の医師が訪問し処置にあたります。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 24 条 1 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項については、医療法人生山会たわらやま介護医療院が定めるものとする。

付 則

この運営規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

令和 2 年 6 月 1 日、改定。

令和 2 年 7 月 1 日、改定。

令和 3 年 4 月 1 日、改定。

令和 4 年 11 月 1 日、改定。

令和 5 年 7 月 1 日、改定。

令和 6 年 8 月 1 日、改定。

令和 7 年 8 月 1 日、改定。